

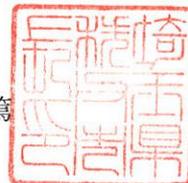
秩父市制限付き一般競争入札公告

秩父市告示第177号

業務委託の制限付き一般競争入札（ダイレクト入札）を下記のとおり行うので、地方自治体法施行令（昭和22年政令第16号）第167の6及び秩父市契約規則（平成17年秩父市規則第57号）第23条の規定に基づき告示する。

令和6年8月23日

秩父市長 北堀 篤



記

1	入札対象案件	
	(1) 業務委託名	秩父市道路台帳補正業務委託
	(2) 業種	測量
	(3) 業務委託場所	秩父市全域
	(4) 履行期間	契約締結の日から令和7年3月21日まで
	(5) 予定価格	入札執行後（落札決定後）に公表する。
	(6) 業務委託概要	道路台帳補正現地作業 一式 調書補正作業 一式 道路境界管理システムデータ更新 一式 関連資料作成 一式 道路占用物管理システムデータ更新 一式 橋梁点検調書作成 一式 トンネル点検調書作成 一式
2	落札者の決定方法	本件入札は、価格競争方式により落札者を決定する。
3	入札手続きの方法	本件入札は、期間入札により行う。

4	設計図書等	設計図書及び仕様書等（以下「設計図書等」という。）は、ホームページに掲載する。	
5	設計図書等に関する質問		
	(1) 受付期間	令和6年8月26日（月）午前 9時00分から 令和6年9月 3日（火）午後 4時00分まで	
		設計図書等に関して質問がある場合は秩父市ホームページ掲載の質問書を提出すること。提出方法は、道路管理課へ持参又はFAX(0494-22-2603)とする。（期間内必着）	
	(2) 質問に関する回答	質問に対する回答は、令和6年9月5日（木）までに、秩父市ホームページに掲載する。	
		入札参加者は、質問書の提出の有無にかかわらず、秩父市ホームページに掲載する質問に対する回答の全ての内容を必ず確認した上で、入札に参加すること。 なお、質問に対する回答の全ての内容は、すべての入札参加者に適用する。 また、入札参加者から質問がない場合でも「質問に対する回答」を利用して発注者から入札参加者へお知らせを掲示することがある。	
6	(1) 入札書の提出期間	令和6年9月11日（水）午前 9時00分から 令和6年9月13日（金）午後 4時00分まで	
	(2) 応札場所	応札は、秩父市役所 歴史文化伝承館4階 道路管理課で行う。日時等を変更する場合は、秩父市ホームページ上で案内する。	
7	開札日時	令和6年9月18日（水） 10時00分	
		開札は、秩父市役所 歴史文化伝承館5階 第2会議室で行う。日時等を変更する場合は、秩父市ホームページ上で案内する。	
8	入札参加形態	単体企業とする。	
9	入札に参加する者に必要な資格		
	(1) 資格者名簿への登録	業種	測量
		本業務委託の入札に係る公告の日において、令和5・6年度秩父市建設工事等入札参加資格者として、上記業種で登録されている者であること。	

	(2) 所在地等	<p>ア 埼玉県内に本店、支店又は営業所を有する者であること。(当該本店、支店又は営業所が、9(1)に規定する業種で名簿登録されている申請事業所であること。)</p> <p>イ 秩父市に納税義務がある場合、市税を滞納していない者であること。</p>
	(3) 業務実績	<p>平成31年4月1日以降、公告日までの間に、埼玉県内自治体発注の業務委託契約により、1事業につき1,000万以上(税込)の道路台帳作成業務(補正、更新含む。)を完了させた実績を有すること。</p>
	(4) 配置予定の技術者	<p>本業務委託に配置する現場責任者、技術管理者及び照査技術者は、下記の①の資格を有し、かつ平成31年4月1日以降、公告日までの間に、埼玉県内自治体との業務委託契約による、道路台帳作成業務(補正、更新含む。)を完了させた実績を有するものとする。なお、技術管理者と照査技術者は兼務できないものとする。</p> <p>○現場責任者</p> <p>①測量士</p> <p>○技術管理者</p> <p>①測量士</p> <p>○照査技術者</p> <p>①空間情報総括監理技術者</p> <p>なお、配置予定の技術者は、その者が在籍する入札参加業者と4に規定する競争参加資格確認申請書の受付終了日の3月以前から恒常的な雇用関係にあること。</p>
	(5) その他参加資格	<p>ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条4の規定に該当しない者であること。</p> <p>イ 本業務委託の入札に係る告示の日から落札決定までの期間に、秩父市の契約に係る入札参加等の措置要綱に基づく入札参加停止措置及び秩父市の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。</p> <p>ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者、又は、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定を受けている者を除く。</p>

		<p>エ 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（「秩父市資本関係又は人的関係がある者同士の同一入札への参加制限に関する運用基準」参照。）</p> <p>オ 下記の資格を全て取得していること</p> <p>①ISO 9001（品質マネジメント）</p> <p>②JISQ 15001（プライバシーマーク）</p> <p>③ISO 27001（情報セキュリティマネジメントシステム）</p>
10	最低制限価格	なし。
11	入札保証金	免除する。
12	契約保証金	契約金額の100分の10以上とする。
13	支払条件	<p>(1) 前払金 あり</p> <p>(2) 部分払 なし</p>
14	入札に関する注意事項	
	(1) 入札書に記載する金額	落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
	(2) 入札の執行	入札に参加する者の数が1者であっても、入札を執行する。
	(3) 提出書類	入札書提出の際に入札金額見積内訳書を添付すること。
	(4) 入札回数	<p>ア 再度入札は1回とする。</p> <p>イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。</p> <p>再度入札に参加することができない場合の詳細は、「電子入札の実施について」を参照すること。</p>
	(5) くじ	落札候補者となるべき価格について同価の入札が2者以上あった場合は、後日くじを実施して落札候補者を決定する。
	(6) 入札の辞退	競争参加資格確認申請後も、入札の完了に至るまでは、入札を辞退することができる。この場合、辞退の手続を行うこと。
15	参加資格審査（事後審査）	
	(1) 提出書類	落札候補者は、「制限付き一般競争入札参加資格等確認申請

		書」及び「制限付き一般競争入札参加資格等確認資料」等の指定された書類を、開札日翌日（その日が土曜日、日曜日、祝日及び年末年始の場合は、その直後の平日）午後4時00分までに地域整備部道路管理課へ持参により提出すること。 なお、提出期限までに提出しない場合は資格審査を辞退したものとみなし、辞退届の提出を求めるものとする。
	(2) 資格審査	資格審査については、落札候補者から予定価格以下の金額で応札したものを対象として、最低価格入札者から入札価格の低い順に実施し、入札参加資格を満たしている者が確認できるまで行うものとする。
	(3) 審査結果通知	落札候補者について資格審査の結果、落札者として認められた場合は、郵送により通知するものとし、資格がないと認められた場合は、入札参加資格審査結果通知書（様式第6号）を通知するものとする。
	(4) その他	入札参加資格がない旨の入札参加資格審査結果通知書を受けた者は、通知の日から3日以内に書面により入札参加資格を満たさないとされた理由について説明を求めることができる。
16	入札の無効	次に掲げる事項に該当する入札は無効とする。 (1) 入札参加資格を有しない者のした入札 (2) 所定の日時までに所定の入札保証金を納付しない者のした入札 (3) 電子証明書を不正に使用した者がした入札 (4) 不備な入札金額見積内訳書を提出した者がした入札 (5) 談合その他不正行為があったと認められる入札 (6) 次に掲げる入札をした者がした入札 ア 入札者の記名、押印がないもの イ 記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のないもの ウ 押印された印影が明らかでないもの エ 記載すべき事項の記入のないもの、又は記入した事項が明らかでないもの オ 代理人で委任状を提出しない者がしたもの カ 他人の代理を兼ねた者がしたもの キ 2以上の入札書を提出した者がしたもの、又は2以上の者の代理をした者がしたもの (7) その他市があらかじめ指示した事項に違反した入札

<p>17 その他</p>	<p>(1) 入札参加者は、入札後、この公告、設計図書（質問回答書を含む。）及び現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。</p> <p>(2) 入札に際し談合情報があった場合は、次のとおり取り扱うことがある。</p> <p>ア 談合情報があった場合、事情聴取、誓約書の徴収並びに公正取引委員会への通報を行うことができる。</p> <p>イ 入札談合の疑いがあると認められたときは、入札の執行を取りやめることができる。</p> <p>ウ 契約締結後に、入札談合の事実があったと認められる証拠を得たときは、契約を解除することができる。</p>
<p>18 問い合わせ先</p>	<p>秩父市役所 地域整備部道路管理課 電話番号 0494-26-6861（直通）</p>